

運輸安全マネジメントの取り組み

【H18.10月改正 / 自動車運送関係法（道路運送法および貨物自動車運送事業法・同輸送安全規則）における「運輸安全マネジメント」に関わる掲示】

【平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）】

平成30年3月31日 有限会社 光南台土建
代表取締役 河野 成人

●事故防止のための安全方針

- ・全従業員に対して、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ・全従業員が一丸となって取り組み、絶えず安全性の向上を図る。
- ・公共の道路を使用し業務している認識を常に持ち、運転マナー、運転技能向上に努め、交通事故の防止を図る。
- ・プロドライバーとしての自覚を高め、悪質違反を絶対にさせない。
（酒酔い運転・酒気帯び運転・過労運転・薬物等使用運転・無免許運転・過積載・最高速度違反、救護義務違反）
- ・研修・講習会等の実施により、管理者及び運転者の能力向上を図る。
- ・安全に対する基本的な方針及び運転者の能力向上を図る。

●社内への周知方法

- ・前年度数値及び進捗状況の掲示
- ・講習会実施計画と結果の管理
- ・配布掲示

●安全方針にもとづく今年度の目標

目 標	人 身 事 故	0 件
	物 損 事 故	0 件

●目標達成のための計画

- ・運行管理体制の充実強化
 - － 点呼及び指導監督等の運行管理業務を確実に実施できる運行管理者を配置すると共に、指導講習の受講を確実にする。
 - － 運転者の拘束時間、運転時間、連続運転時間、休憩時間、休息時間を把握し管理する。
- ・指導教育及び講習等の充実強化
 - － 特定運転者に対する適性診断の徹底（初任診断・事故怠慢者特別講習・適齢診断）
 - － 運転者とのコミュニケーションを強化し、意思疎通を図るとともに運行条件を踏まえ、運転者からの安全対策を収集し、改善に努める。
- ・運転者を対象とする講習会の実施

●安全に関する目標達成状況

平成29年度目標	結 果	備 考
人 身 事 故 0 件	0 件	
物 損 事 故 0 件	0 件	

●自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報

平成29年度実績	事故発生件数	0 件	※自動車事故報告規則（H15.9.26改正国土交通省令第95号）第2条に定められた自動車事故（車両の転覆・転落・火災の発生、死者・重傷者・踏切事故の発生、積載物の飛散・漏えい、運転者の疾病による運行停止、制動装置・かじ取装置・車軸等の故障による運行停止など）
	事故の種類	-	
	衝突の状態	-	
	行政処分等	-	